

雇用管理改善計画の概要票

平成 年 月 日

申請事業主名称

① 導入に係る事業所	(1) 名称						
	(2) 所在地	〒					
	(3) 雇用保険適用事業所番号						
	(4) 事業所の現状・課題						
② 導入する設備等	(1) 品目	(2) 購入/リース	(3) 見積単価	(4) 台数	(5) 支払予定額	(8) 導入予定日	
			円	台	円	平成	年 月 日頃
			円	台	円	平成	年 月 日頃
			円	台	円	平成	年 月 日頃
			円	台	円	平成	年 月 日頃
	設備導入費用見込額				円		
	(9) 設置場所			(10) 導入する設備等の用途			
③ 賃金アップの内容							

	雇用管理改善計画の必須要件	該当に○
	(1) 雇用管理改善（賃金アップ等）	
	①対象労働者を適用対象とする制度であること。	
	②雇用管理改善計画期間について、次の a 又は b を達成する見込みであること。 a 計画開始日前の平均賃金 A と雇用管理改善計画期間中の平均賃金 A を比較したときに 2% 以上増加する見込みであること。 b 計画開始日前の平均賃金 B と雇用管理改善計画期間中の平均賃金 B を比較したときに 2% 以上増加する見込みであること。	
	③雇用管理改善計画終了 1 年目中に支払われる「毎月決まって支払われる賃金」又は「毎月決まって支払われる賃金」及び「臨時に支払われる賃金」が、上記②a 又は b の平均賃金から引き下げられない見込みであること。	
	④雇用管理改善計画終了 2 年目の賃金が①又②となる見込みであること。 a 計画開始日前の平均賃金 A と雇用管理改善計画終了 2 年目中の平均賃金 A を比較したときに 6% 以上増加する見込みであること。 b 計画開始日前の平均賃金 B と雇用管理改善計画終了 2 年目中の平均賃金 B を比較したときに 6% 以上増加する見込みであること。	
	⑤雇用管理改善計画の実施前の賃金と比較して、雇用管理改善計画実施後の賃金を実質的に引き下げられていない制度であること。	
	(2) 生産性向上に資する設備等の導入	
	①助成金の支給の対象となる設備等は、生産性向上に資する設備等の導入に該当するもの（設置工事等含むことができる）であること。	
	②助成対象の設備等の見積価格及び購入価格が、175 万円以上 1,000 万円未満のものに限る。	
	③中小企業事業主であること。	
④賃金アップ・設備等の様態	④次の (イ) から (ホ) に該当するものは助成金の支給の対象となる設備等から除く。 (イ) パソコン（タブレット端末やスマートフォン及びその周辺機器等を含む。） (ロ) 生産性向上に資する特種用途自動車以外の自動車 (ハ) 福利厚生のための設備等 (ニ) 労働者の自宅等に設置する設備等（テレワーク用通信機器等） (ホ) その他、生産性向上に資する設備導入に該当しない設備等	
	⑤前項に該当しない設備等であっても次の (イ) から (リ) に該当する場合は助成金の対象としない。 (イ) 事業主が私的目的のために購入した設備等 (ロ) 事業主以外の名義の設備等（リースは除く） (ハ) 現物出資された設備等 (ニ) 商品として販売又は賃貸する目的で購入した設備等 (ホ) 原材料 (ヘ) 取得するも解約あるいは第三者に譲渡した設備等 (ト) 支払い事実が明確でない設備等 (チ) 国外において導入される設備等 (リ) 資本的及び経済的関連性がある事業主間の取引による設備等（リース含む）や整備費用等 (イ) 事業主と密接な関係にあると認められる相手との取引による設備等 ① 申請事業主が法人の場合に事業主と密接な関係にあると認められる相手 当該法人の代表者、当該法人の代表者が代表者の法人、当該法人の代表者の配偶者、当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人、当該法人の代表者の 3 親等以内の親族（民法第 7 2 5 条に定める親族をいう。以下同じ。）、当該法人の代表者の 3 親等以内の親族が代表者の法人、当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員（以下「取締役等」という。）、当該法人の取締役等が代表者の法人、計画開始日の前日から起算して 1 年前の日から 1 年経過するまでの期間の間のいずれかの日に当該法人の代表者と雇用関係等にあった法人又は個人事業主、当該法人の親会社、子会社及び関連会社 ② 申請事業主が個人事業主の場合に事業主と密接な関係にあると認められる相手 当該個人事業主、当該個人事業主が代表者の法人、当該個人事業主の配偶者、当該個人事業主の配偶者が代表者の法人、当該個人事業主の 3 親等以内の親族、当該個人事業主の 3 親等以内の親族が代表者の法人、計画開始日の前日から起算して 1 年前の日から 1 年経過するまでの期間の間のいずれかの日に当該個人事業主と雇用関係等にあった法人又は個人事業主、当該個人事業主の関連事業主 (ル) 労働局長が行う現地調査において、その存在が確認できない設備等 (レ) 併給調整に関する助成金等の支給に係る設備等 (リ) 長期（計画開始日から 3 年以上）にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した設備等	
	⑥雇用管理改善計画申請日の前日までに、当該設備等を導入している場合のほか、当該設備等の発注又は支払（手付金及び預り金等）等しているものも支給対象から除く。	

生産性向上に資する設備等の事業所内の設置場所等の配置・設置図（予定）

⑤ 設備等の設置場所等

様式第 1a 号別紙（注意書き）

【記入上の注意】

1 ① (4) 欄

生産性向上に資する設備等の名称等を具体的に記載してください。

記載例：「〇〇の設備を導入」することにより、「〇人/日又は月であったもの」が、「〇人/日又は月で可能」となり、省力化された「〇人/日又は月」の労働力を〇〇の業務に充てることにより生産性を向上させる。

2 ② (2) 欄

リースを選択した場合は、当初のリース契約期間が1年未満等であっても支障はありませんが、契約更新等により、計画開始日から3年以上継続して同一の設備等をリース契約する見込みがあることが必要です。

また、リースに係る支払予定額については、当初のリース契約期間の総契約額から1年間分のリース額を算出し、1年間分のリース額に3を乗じたものを3年間で要する費用とみなし、当該費用を支払予定額としてください。

3 ③欄

賃金を2%以上増加させる内容を具体的に記載してください。

記載例：基本給 2.5%以上増加又は基本給 1%増加、諸手当 0.8%増加（うち〇〇手当 0.5%、〇〇手当 0.3%）、賞与 0.7%増加 等

4 ④欄

該当する項目に○を入れてください。

(1) 雇用管理改善（賃金アップ等）の定義

- ・「計画開始日前の平均賃金A」とは、計画開始日前の直近3か月分の「毎月決まって支払われる賃金」の各々の対象労働者に係る一月当たりの平均賃金のこと。
- ・「計画開始日前の平均賃金B」とは、計画開始日前の直近12か月分の「毎月決まって支払われる賃金」及び「臨時に支払われる賃金」の合計から算出した各々の対象労働者に係る一月当たりの平均賃金のこと。
- ・「雇用管理改善計画期間中の平均賃金A」とは、雇用管理改善計画期間における賃金アップ後に支払われた「毎月決まって支払われる賃金」の各々の対象労働者に係る一月当たりの平均賃金のこと。
- ・「雇用管理改善計画期間中の平均賃金B」とは、雇用管理改善計画期間における賃金アップ後に支払われた「毎月決まって支払われる賃金」及び「臨時に支払われる賃金」の合計から算出した各々の対象労働者に係る一月当たりの平均賃金のこと。
- ・「雇用管理改善計画期間終了2年目中の平均賃金A」とは、雇用管理改善計画期間終了2年目中に支払われた「毎月決まって支払われる賃金」の各々の対象労働者に係る一月当たりの平均賃金
- ・「雇用管理改善計画期間終了2年目中の平均賃金B」とは、雇用管理改善計画期間終了2年目中に支払われた「毎月決まって支払われる賃金」及び「臨時に支払われる賃金」の合計から算出した各々の対象労働者に係る一月当たりの平均賃金

(2) 平均賃金の算定期間

ア 既存の賃金規定又は賃金表と変更後の賃金規定又は賃金表から計画開始日前の賃金と計画開始日後の賃金を比較できる場合

- ① 計画開始日前の平均賃金Aとの比較を選択した場合は、3か月分の平均ではなく、計画開始日前の直近1か月分と各計画期間の末日の直近1か月分を比較することができる。
- ② 計画開始日前の平均賃金Bとの比較を選択した場合は、計画開始日前の直近12か月分と各計画期間の末日の直近12か月分を比較すること。

イ 上記ア以外の場合

- ① 計画開始日前の平均賃金Aとの比較を選択した場合は、計画開始日前の直近3か月分と各計画期間の末日の直近3か月分を比較すること。
- ② 計画開始日前の平均賃金Bとの比較を選択した場合は、計画開始日前の直近12か月分と各計画期間の末日の直近12か月分を比較すること。

5 ⑤設備等の設置場所等

配置・設置場所の予定を記載してください。